

## 措置の通知書

青市監報告第192号関係分

教育委員会事務局

指 摘 事 項	措 置 状 況
<p>【総務課、学務課】</p> <p>1 東陽小学校において、金券等受払簿が作成されていなかった。</p>	<p>切手の受払簿については、事務担当者が受払簿の作成は必要だと認識していましたが、後回しにしていたため、平成29年度の途中（11月分まで作成）までしか作成していなかったものです。</p> <p>また、バスカードの受払簿については、平成29年度及び30年度ともに作成していたものの、払出月日の考え方（※）を間違えて作成していたため、監査当日に提出しなかったものです。（※払出日について、バスカードを使い切った日ではなく、バスカードを使い始めた日を記載していました。）</p> <p>いずれにしましても、本来であれば、金券を使用するたびに、受払簿にて学校長までの確認及び決裁を経るべきですが、当該事務手続を怠っていたため、結果的に、監査当日まで受払簿の不備に気づかなかったものです。</p> <p>今後は、各校長に対し、学務課では、服務に関することとして、監査事務への対応の徹底を、総務課では、経理に関することとして、金券等取扱事務の管理の徹底を指導いたします。</p> <p>また、校長会議、教員研修講座、事務研修会等を通じ改めて注意喚起するとともに、公金取扱状況の实地調査の際に金券についても確認いたします。</p>

## 措置の通知書

青市監報告第192号関係分

教育委員会事務局

指 摘 事 項	措 置 状 況
<p>【市民図書館】</p> <p>2 業務委託契約における履行保証保険証券契約の期間及び保険金額に誤りがあった。</p> <p>(青森市財務規則第134条)</p>	<p>当該業務は、平成25年度から29年度までの5年間、「青森市公共サービス外部化制度モデル事業」として実施していたものであり、当時の契約に対する履行保証保険は、「青森市公共サービス外部化制度モデル事業にかかる契約保証金等の取扱い(平成24年8月7日市長決裁)」により、事業者の負担軽減のため特例として、保険金額を単年度ごとの支払い金額の100分の10以上とし、毎年度証券を提出させていたものです。</p> <p>平成30年度から、同業務について委託期間を5年間とする業務委託契約を締結しました。その際、契約に係る履行保証保険証券の保険金額は、財務規則に基づき、契約金額(3億5,999万5,180円)の100分の10以上(3,600万円)とすべきところ、従前のモデル事業と同様の取り扱いでよいものと誤解し、平成30年度の支払い金額(7,199万9,036円)の100分の10以上(720万円)としたものです。</p> <p>当該保険証券については、契約金額の100分の10以上の保険証券に差しかえることとし、現在、受託者と保険会社との間で手続中であります。</p> <p>今後は、複数の職員による財務規則等関係法令・契約事務の手引き等の確認を徹底するなど、契約事務のチェック体制の強化を図り、再発防止に努めてまいります。</p>